

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：大洲市長

大洲市議会議長

大洲市教育委員会

大洲市選挙管理委員会

大洲市代表監査委員

大洲市農業委員会

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.3%
全職員	84.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	100.7%
本庁課長補佐相当職	96.0%
本庁係長相当職	96.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.5%
31～35年	90.8%
26～30年	88.2%
21～25年	90.7%
16～20年	98.7%
11～15年	92.5%
6～10年	95.4%
1～5年	91.5%

【説明欄】

- ・ 扶養手当及び住居手当については、主たる生計維持者である男性職員に支給している場合が多く男女の給与の差異が生じるよう要因の一つとなっている。
- ・ 医療職給料表の適用を受ける職員のうち医師については、給与水準が高く、当該職員が一方の性別のみのため、集計の対象外としている。
- ・ 役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」については、女性職員が存在しないため「—」と表示している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	4.0%

【説明欄】

- ・ 採用当時の採用割合や途中退職などで、女性職員数が少なかったことから、低い水準となっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	5.0%
本庁課長補佐相当職	11.1%
本庁係長相当職	62.5%

【説明欄】

- ・ 役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」については、女性職員が存在しないため「—」と表示している。
- ・ 本庁係長相当職の女性職員の割合においては、過半数を超えていることから、本庁課長補佐担当職以上に安心してキャリアアップを重ねて、働き続けてもらうために、キャリア形成のサポートや業務負担の軽減を図る。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	85.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	0%
2週間以上1月以下	37.5%	0%	—	0%
1月超3月以下	50.0%	0%	—	0%
3月超6月以下	12.5%	11.1%	—	0%
6月超9月以下	0%	0%	—	6.7%
9月超12月以下	0%	11.1%	—	73.3%
12月超24月以下	0%	55.6%	—	20.0%
24月超	0%	22.2%	—	—

【説明欄】

- ・ 会計年度任用職員の「男性」については、取得対象職員が存在しないため「—」と表示している。
- ・ 常勤職員と会計年度任用職員の「女性」については、取得率が100%となっている。
- ・ 常勤職員の「男性」については、取得率が近年高まってきており、85.7%となっている。
- ・ 取得期間については、「男性」は2週間以上から6月以下、「女性」は3月超から24月以下となっている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6. 8時間／月
内部部局等以外	5. 0時間／月

【説明欄】

- ・ 「令和6年度総務省等の地方公務員の勤務条件等に関する調査」と比較して、市区町村の全国平均である10. 7%を下回っている。